緊急工事店募集案内

1 募集の目的

公益財団法人福岡市施設整備公社は、福岡市の施設を維持管理し、施設の安全性と機能性を確保するために、250万円以下の緊急修繕等を迅速かつ適切に施工する緊急工事店を募集します。

2 指定期間

令和4年10月1日から令和7年9月30日まで

3 応募要領

- (1) 応募資格
 - ① 福岡市競争入札参加資格登録業者名簿(令和4・5・6年度)に登載され、福岡市内に事業所を有すること。また、当該名簿に登載されている所在地が福岡市内であること。
 - ② 公社からの修繕等の依頼に対し常時受付ができ、依頼を受けた場合は、平日及び日曜・休日を問わず、夜間においても速やかに現場を調査し、修繕・工事等に着手し、完了させることができること。
 - ③ 一般土木(C, D) については、上記、①・②に加え、福岡市競争入札参加資格登録業者名簿に登載されている入札参加希望順位が第1位であること。

(2) 募集区分【福岡市競争入札参加資格登録業者名簿の申請区分による】

- ① 一般土木 (C, D)
 ② 建築 (C, D)
 ③ 電気 (B, C)

 ④ 管 (B, C)
 ⑤ 機械
 ⑥ 塗装

 ⑦ 防水
 ⑧ 金属製建具
 ⑨ 木製建具

 ⑩ 黒板
 ⑪ フェンス
 ⑫ 厨房用機械器具

 ⑬ 消防施設
 ⑭ 電気通信
 ⑮ 体育遊戯施設

 ⑯ 内装インテリア
 ⑰ 畳
- ※ 上記以外の業種は、募集いたしません。
- ※ 応募は、1業種のみとします。
- ※ 現在指定を受けている緊急工事店も申請が必要です。
- ※ 福岡市競争入札参加資格登録業者名簿の登載として、水道局・交通局単独の 登載業種は対象外とします。

- (3) 募集案内・申請書について
 - ①募集案内
 - ア 市政だより (8月1日号) 掲載
 - イ 公社ホームページ掲載

掲載期間:令和4年8月1日(月)から令和4年8月31日(水)まで

- ②申請書等
- ア 公社ホームページ (www. seibicop. or. jp/) からダウンロードしてください。
- イ 令和4年8月1日(月)より当公社窓口でも配布します。

(福岡市施設整備公社 総務課(中央区長浜3丁目11-3 市場会館8階))

- (4) 申請書受付
 - ① 受付期間

令和4年8月29日(月)から令和4年8月31日(水)まで 受付時間: 午前 9時30分から 午前11時30分まで 午後 1時30分から 午後 4時00まで

- ※ 理由の如何にかかわらず、期間を過ぎての申請書類等の受付はいたしません。
- ② 受付場所

福岡市施設整備公社 会議室 (中央区長浜3丁目11-3 市場会館6階)

- ※ 郵送による申請書の受付はいたしません。
- ③ 受付時の提出書類
 - ア 緊急工事店指定申請書
 - イ 緊急修繕等現場代理人及び主任技術者届出書及び履歴書
 - ウ 福岡市契約情報ホームページに掲載されている競争入札参加資格審査申請の 認定結果の写し。(令和4・5・6年度)

4 緊急工事店説明会

申請書を提出された方は、説明会に出席してください。

(詳細は,申請書受付時にお知らせいたします。)

(1) 開催日

令和4年9月13日(火)

(2) 開催場所

市場会館2階会議室(中央区長浜3丁目11-3 2092-738-7220)

- (3) 説明会出席者代表者又は実務を担当する社員の方
- (4) 説明会時の提出書類
 - ア 「緊急工事店請書」
 - イ 「口座振替届出書」
 - ※ 8月29日から8月31日の申請書受付時に配布します。
 - ※ 使用する印鑑は、必ず福岡市契約課登録印を使用してください。

5 その他

- (1) 駐車台数に限りが有りますので、出来るだけ電車・バス等、公共交通機関をご利用ください。
- (2) 受注実績がない緊急工事店の指定の取り消しについて

修繕の依頼をしたにもかかわらず、1年以上に渡り受注の実績がない場合は、緊急 修繕等実施要項第14条により、緊急工事店が緊急工事店としての目的を達すること ができないと認められた時は、指定の取り消しをすることができることから、緊急 工事店の指定の取り消しを行うことがあります。

募集に関するお問合せ先

公益財団法人 福岡市施設整備公社 総務課 Tm 092-738-7220 (福岡市中央区長浜3丁目11-3 市場会館8階)